



「以前の業者が倒産したので代わりに訪問し点検している」と言われ、高額な外壁工事の契約をしてしまった。解約したいのですが…。

相

談

一人暮らしの高齢な母が、自宅を訪問した業者から、「以前、お宅の工事をした業者が倒産したので代わりに点検している。」などと強引に言われ、よく理解しないまま数十万円の外壁工事の契約をしていました。工事は既に終わっていますが、今からでも解約できるでしょうか…。(60代 男性)

回

答

この相談のように、「倒産した業者の代わりに点検している」「倒産した業者の事業を引継いだ」などと言って訪問し、高圧的な態度で消費者の不安をあおり、高額な工事の契約をさせられたという相談が寄せられています。消費者は本当に必要な契約かどうか、その場ではわからないことがほとんどです。

- ・相談者には、クーリング・オフ期間中(※)なので、書面でクーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。
- ・工事を急いだり、契約を急がせたりする業者には注意が必要です。

- ・一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、家族や民生委員など周りの方々の日頃からの見守りが大切です。
- ・トラブルに気づいたら、早めに市町村相談窓口や消費生活センターに相談してください(消費者ホットライン局番なし「188(いやや)」)。

(※)訪問販売の場合、契約書面を受取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。8日以内ならば、工事が終わっていてもクーリング・オフは可能です。(クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。)

倒産した前の会社から引継ぎました!



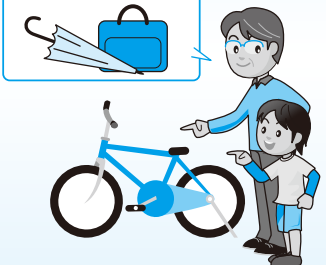
注意喚起! 屋外の製品事故から子どもを守りましょう!

子どもは成長に伴って、屋外で行動する機会が増え、その結果、様々な製品で事故が発生しています。特にベビーカーや自転車の事故に注意が必要です。今一度、子どもの製品の使い方を見直して、事故を未然に防ぎましょう。

《主な事故事例》

- ベビーカーに1歳未満の男児を乗せて外出中に、ハンドルのロックが不十分だったために、ハンドルの固定が外れベビーカーが転倒し、男児が頭部を骨折した。
- 1歳男児がベビーカーに手をかけている事に気付かずに、保護者がベビーカーを開いたため、男児が開閉部分のすき間で指を挟み重傷を負った。
- 男児(年齢不明)がキックスケーターで道路を走行していたところ、ハンドル固定部の締め付けねじが緩んでいたために、ハンドルが操作できなくなり、バランスを崩して転倒し、左腕を骨折した。

ハンドルにかけてのつたら危ないからね



《屋外における子どもの製品事故を防止するための気を付けるポイント》

- ◇3歳までは、保護者自身が製品使用時の危険性を認識し、子どもを製品事故に巻き込まないように注意する
 - ◇子どもの成長に応じて、保護者が製品使用時の危険性をきちんと教える
 - ◇子どもが自転車で出かけるようになったら、誤った乗り方による転倒事故に注意、特に、ハンドルに買い物袋や傘、かばんなどをぶら下げて自転車に乗らないように注意を促す
- 製品を正しく使用し、事故を未然に防止しましょう。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<http://www.nite.go.jp/data/000085677.pdf>

圧力なべは、短時間で調理ができるだけでなく、近年、比較的安価で様々な性能を持った製品が販売され、一般の家庭に広く普及しています。一方で、「使用中に突然大きな音とともに中のものが飛び散って怖い思いをした。」「圧力なべのおもりが飛んでガラスが割れた。」等の相談も寄せられています。

そこで、北陸三県（富山県、石川県、福井県）の消費生活（支援）センターが共同で、圧力なべの表示や安全性、加熱性能、使用性のテストを行ったので、圧力なべの購入時や使用時等の留意点をお知らせします。

北陸三県のホームセンターやスーパーマーケットなどで購入できる6銘柄をテストしました。



テスト結果

- ・対象品の6銘柄は、税込み1万円以内、満水容量は3~3.5L以内を目安としました。
- ・国の定めた技術上の基準に適合していることを示す「PSCマーク^{*1}」は、全銘柄で表示されていました。（^{*1}圧力なべのような消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、「PSCマーク」がないと販売できません）
- ・製品安全協会の定めた「家庭用の圧力なべ及び圧力がまのSG基準」に適合していることを示す「SGマーク^{*2}」は、全銘柄で表示されていました。（^{*2}SGマーク制度は、SGマーク付き製品の欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度です）
- ・電磁調理器（200V、60Hz）を用いて2Lの水を加熱したところ、本体側面及びふたの表面温度は、蒸気排出開始までに全銘柄で100℃を超えており、特に高圧側では、全銘柄で110℃を超えていました。加熱を止め、ロックピンが下降し、ふたの開閉が可能となった時点でも表面温度は全銘柄で95℃を超えていました。本体取っ手（下側）の表面温度は、どの段階でも20~30℃程の銘柄が多く、蒸気排出開始以降40℃を超えたものが1銘柄ありました。50℃を超える銘柄はなく、短時間でやけどとなるおそれは少ないと考えられます。加熱終了までの消費電力量は、0.46kWh~0.51kWhの範囲であり、銘柄及び設定圧力間で大きな差はありませんでした。
- ・使用性テストの「本体・ふたは洗いやすいか」では、圧力なべは通常のなべに比べ重いこと等から、全体的に評価が低い傾向でした。「調理例（レシピブック）は参考になるか」では、調理写真等を多用し、調理例が多く紹介されている銘柄の評価が高く、また、小さな文字で記載されている銘柄の評価が低い傾向でした。

購入時の留意点

- ・製品安全協会の定めた「家庭用の圧力なべ及び圧力がまのSG基準」に適合すると「SGマーク」が表示されるので、より安全に使用したい場合は「SGマーク」が表示された銘柄を選びましょう。
- ・取っ手はなべを持ち運ぶ際のバランスに影響するので、実際に両手で持ち上げて確かめ、持ち易く、安定感のある銘柄を選びましょう。
- ・銘柄によって、使用できる圧力、容量、使用方法等が異なるので、取扱説明書や操作のしやすさ等を確認、自分に合った銘柄を選びましょう。

使用時の留意点

- ・圧力なべは、高温高圧を利用した調理器具であり、使い方を誤るとなべの中身が飛び散ったり、火傷を負う場合も考えられます。取扱説明書をよく読み、内容を十分理解してから使用しましょう。
- ・圧力調整弁、安全弁等の目詰まりは、おもりが飛ぶ等の事故につながるおそれがあるので、使用前に目詰まりしていないか確認しましょう。
- ・使用後は、パッキンを取り外して汚れ等を洗い落とし、傷や亀裂等がある場合にはすぐに取り換えましょう。
- ・取っ手の温度が低くても、圧力なべ本体の温度は十分高温なので、火傷をしないようミトン等を用いましょう。
- ・蒸気口からの蒸気は十分高温であり、触れると火傷のおそれがあるので注意が必要です。
- ・圧力なべの中身が飛び散る等のおそれがあるので、3分の2（豆類については3分の1）以上の内容物を入れて使用してはいけません。

知っていますか？

「消費者市民社会」

「消費者市民社会」とは、消費者一人ひとりが、自分のことだけでなく、周囲の人々や将来の世代、国内外の社会経済情勢や地球環境のことも考えながら、商品やサービスを選択していくことで、公正で持続可能な社会の実現を目指すものです。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄により、大量のエネルギー消費、地球温暖化、ゴミ問題、労働問題などの諸問題が起こり、地球全体の持続可能性が脅かされてきていることから、「消費者市民社会」の考えが生まれました。

この公正で持続可能な社会の実現に向けて、私たち「消費者」が、普段の暮らしの中でできることはたくさんあります。私たちの「消費」には社会を変える力があります。今日からはじめてみましょう。

はじめてみよう～「消費者市民社会」 私たちにできること

例えば・・・「買い物」

必要なものを、必要な分だけ買う

買い物をする前に、本当に必要なものか考えてみましょう。

環境にやさしい商品を選ぶ

買い物をするとき、価格や性能だけでなく、環境にやさしい商品かどうか判断材料としてみましょう。

環境にやさしい商品がよく売れるようになれば、事業者もそうした商品を積極的に製造・販売するようになるはずですよ。



平成29年度 富山県消費者大会の開催について

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者の皆さんに消費生活に関する知識を習得する機会を提供するため、「平成29年度富山県消費者大会」を開催します。是非ご来場ください。

- 日時：平成29年10月6日(金) 13:15～16:15 (予定)
- 会場：富山県民共生センター サンフォルテ(富山市湊入船町6-7)2階大ホール
- 内容：高校生による実践研究発表、消費生活研究グループによるアンケート調査結果発表

講演 講師：南野 忠晴 氏 (元大阪府立高校 家庭科教員/カフェ経営)

《プロフィール》

大阪府立高校で英語科教員として13年間勤めたのち、家庭科で教員採用試験を再受検、大阪府で初めての男性家庭科教員の一人となる。NHK教育テレビ高校講座「家庭総合」の講師としても活躍。著書に『正しいパンツのたたみ方 新しい家庭科勉強法』など



平成29年度 消費者カレッジを開催します

受講無料!

会場 富山県民共生センター サンフォルテ（富山市湊入船町6-7）1F 共用会議室

回	日時	講座内容	講師
1	9月15日(金) 13:15～16:30	開会 オリエンテーション 「かしい消費者になろう ～消費者トラブル対策と消費者市民社会～」 (13:15～14:45) 「あなたとご家族のための財産管理講座 ～相続、贈与から成年後見制度まで～」 (15:00～16:30)	弁護士 小股 清香 氏 金融広報アドバイザー 上田 亨 氏
2	9月22日(金) 13:15～16:30	「廃棄物の3Rの推進について ～食品ロス・食品廃棄物対策～」 (13:15～14:45) 「クレジットカードの仕組みとかしい使い方」 (15:00～16:30)	富山県環境政策課 技師 松本 卓大 氏 日本クレジット協会 クレカカウンセラー 松島 啓修 氏
3	9月29日(金) 13:15～16:30	「スマホの安全・安心な使い方」 (13:15～14:45) 「特殊詐欺の現状と被害防止対策」 (15:00～16:30)	e-ネットキャラバン講師 富山県警生活安全企画課 犯罪抑止対策係長 田島 啓祐 氏

- ◆募集人員 各講座40名程度(希望する講座のみの受講も可能です。)
- ◆申込方法 ①氏名・年齢 ②住所・電話番号 ③受講講座(一部講座のみ受講の場合)をご記入の上、所定の申込書を郵送、ハガキ、FAX、電話のいずれかの方法によりお申込みください。(電話の場合は上記①～③の内容をお伝えください。)
※申込書は県消費生活センターや各市町村の消費生活相談窓口で配布しているほか、県消費生活センターホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>)からダウンロードすることもできます。
- ◆締め切り 平成29年9月8日(金)(郵送申込みの場合、当日消印有効)
申込み・問合せ先 〒930-0805 富山市湊入船町6-7 富山県消費生活センター
(TEL.076-432-2949 FAX.076-431-2631)

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(Civicビル内)

..... ☎076-443-2047

高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111 (内334)

黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153

小矢部市 生活協働課 ☎0766-67-1760 (内735)

南砺市消費生活センター(井波庁舎)..... ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター..... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121 (内49)

上市町 町民課 ☎076-472-1111 (内103)

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100 (内134)

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100 (内134)

社会福祉協議会 ☎0765-83-0576

◆消費者ホットライン ☎188 (いやや!) ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00016052.html

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分～午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211(高岡総合庁舎5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時～午後4時